

那 霸 市 公 報

第 1 7 9 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1355
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1356
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）…………… 1357
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 1358
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1359
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 1360

◇ 公 告 ◇

- 個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 1361
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）… 1363
- 指定管理者の指定申請について（公園管理課）…………… 1365

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1368

◇教育委員会規則◇

○那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則… 1369

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日について・ 1371

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1372

告 示

那覇市告示第 253 号

令和 3 年 8 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
ふうりん訪問診療所	島袋 高志	令和3年5月10日～ 令和9年5月9日
那覇市泊1-6-1 ビッグライスマンションとまり204号		
福の木診療所	知念 襄二	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日
那覇市首里儀保町2-19		
本永デンタルオフィス	西川 真子	令和3年5月1日～ 令和9年4月30日
那覇市松山1-1-1		
まさたけ歯科医院	大庭 正文	令和3年5月10日～ 令和9年5月9日
那覇市鏡原町27-7		
はれ薬局	株式会社喜楽はれ薬局	令和3年6月1日～ 令和9年5月31日
那覇市寄宮153番地1		

那覇市告示第 254 号
令和 3 年 8 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
はれ薬局	株式会社 喜楽はれ薬局	令和3年5月31日
那覇市寄宮 150 番地		
まさたけ歯科医院	大庭 正丈	令和3年5月9日
那覇市小祿 1 - 26 - 20		

那覇市告示第 255 号
令和 3 年 8 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
指定居宅介護支援事業所まわし (居宅介護支援)	令和3年6月30日
那覇市三原2-1-12 オアシスヴィラ・エスベランサB-3	
訪問看護ステーションひかり (訪問看護)	令和3年4月30日
那覇市松山2丁目7番16号 ピアセブン永山2-C	

那覇市告示第 256 号
令和 3 年 8 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
大道中央病院 (通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)	令和3年7月31日
那覇市安里一丁目1番37号	
オリブ山通所介護つばさ (通所介護)	令和3年6月1日
那覇市首里石嶺町2丁目97番1	
小規模多機能型ホーム 三原 (小規模多機能型居宅介護)	令和3年7月31日
那覇市三原二丁目8番10号	

那覇市告示第 257 号

令和 3 年 8 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
	デイサービスふくぎの森	平成 30 年 9 月 1 日
所在地	那覇市字国場 1078 番地 1 (那覇市港町 2-16-1 琉球新報開発 1 F)	

那覇市告示第 258 号

令和 3 年 8 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
宮城 洋希	柔道整復	令和3年5月19日
しおり接骨治療院	那覇市首里寒川町1丁目81-4 玉城アパート101号	
儀保 華純	柔道整復	令和3年6月16日
おなが那覇整骨院	那覇市仲井真297-1 1F	
宮城 利緒音	柔道整復	令和3年6月16日
おなが那覇整骨院	那覇市仲井真297-1 1F	
山田 幸太郎	柔道整復	令和3年6月16日
よつば整骨院	那覇市寄宮3-12-1 大原荘 101	

公 告

那霸市公告第 193 号
令和 3 年 7 月 15 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那霸市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和3年7月14日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子様

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こども政策課	電話861-2110		
個人情報管理責任者	こども政策課長			
業務の名称	市内放課後児童クラブ従事者新型コロナウイルスワクチン接種業務			
業務の目的	新型コロナウイルスワクチン接種業務に必要な個人情報			
個人情報の対象者	市内放課後児童クラブに在籍する新型コロナウイルスワクチン接種を希望する保育従事者			
業務の開始年月日	令和3年7月14日			
個人情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input checked="" type="checkbox"/> 職業	<input type="checkbox"/> 収入	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 公租公課	<input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等
	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input checked="" type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 経済取引	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 公的扶助	上記事項を取扱う理由
	<input type="checkbox"/> 国籍	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 本籍	<input type="checkbox"/> 学業成績		
	<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 勤務成績		
<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> その他 ()			
<input type="checkbox"/> 婚姻離婚	<input type="checkbox"/> 心身	その他		
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (電話番号)	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 容姿	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 障がい程度	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/>		
個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input checked="" type="checkbox"/> 定期(7月～8月) <input type="checkbox"/> 随時()			
本人への通知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他()			
備考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 194 号
令和 3 年 7 月 15 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用~~・提供~~)届出書

令和3年7月5日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 生活衛生課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県保健医療部 感染症対策課
業 務 の 名 称	緊急事態措置に係る那覇市内の飲食店営業等の情報提供		
利 用 の 区 分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提 供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年6月29日 <input type="checkbox"/> 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	市内で営業する飲食店営業（簡易営業、自動車営業を除く）の情報（営業所名称、営業所所在地、許可番号、申請者名、代表者役職、代表者名、申請者住所）		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認） <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提供をする 理 由	沖縄県における新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に違反している施設に対する同法第79条の規定に基づく事務に係る照会のため、当該情報の提供を行う。		
届 出 担 当 部 課	健康部 生活衛生課 電話 098-853-7963		

那覇市公告第 195 号
令和 3 年 7 月 16 日
掲 示 済

指定管理者の指定申請について

令和 4 年 4 月 1 日からの那覇市松山公園文化交流施設の管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

- 名 称 那覇市松山公園文化交流施設 (以下「文化交流施設」という。)
位 置 ア 福州園 : 那覇市久米 2 丁目 29 番 19 号
イ 連携施設 : 那覇市久米 2 丁目 30 番 6 号
ウ 駐車場 : 那覇市松山 1 丁目 17 番 64 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市松山公園文化交流施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 (5 年間)

4 応募資格

- (1) 指定期間中、文化交流施設の管理運営を円滑かつ安定に実施できる那覇市内に本店、支店、営業所等を有する法人その他の団体 (法人格は必ずしも必要ではない) とする。但し、個人の応募は不可とする。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続き中でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
- (7) 過去 1 年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等でないこと。
- (8) 共同企業体 (グループ結成) での応募について
複数の法人若しくは団体が共同企業体により応募する場合は、あらかじめ

代表者又は代表となる団体を決定すること。この場合、構成団体間で委任状を作成し協定書を締結すること（応募に関する責任、指定管理業務に関して生じた責任は構成団体が連帯責任を負うことになる）。

共同企業体を組織する全ての法人若しくは団体は、上記（１）から（７）の資格を満たすこと。ただし、代表者又は代表となる団体以外の構成団体は、那覇市内に主たる事務所を有することを問わない。

なお、単独で応募する団体が、複数の団体で構成する共同企業体で応募するなど、複数の応募はできない。

5 募集要項等の配布

原則、那覇市の公式ホームページ (<https://www.city.naha.okinawa.jp/>) からのダウンロードとするが、必要な方は下記のとおり配布する。

- (1) 配布期間 令和3年7月16日（金）から令和3年9月15日（水）午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）
- (2) 配布時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）
- (3) 配布場所 那覇市都市みらい部 公園管理課
- (4) その他 「那覇市松山公園文化交流施設指定管理者業務仕様書」に記載されている別添資料については、説明会又は窓口にてCDで配布する。

6 説明会及び現場見学会の開催

文化交流施設の応募方法、提出書類等について説明会及び現場見学会を開催する。参加希望者は説明会参加申込書（様式10）を記入のうえ、FAX又はE-mailのいずれかで提出すること。なお、参加人数は、1団体につき2名までとし、この説明会に参加しなくても応募することは可能とする。

- (1) 開催日時 令和3年8月6日（金）午後2時から午後4時まで
- (2) 開催場所 クニダテラス 交流室
- (3) 連絡先 那覇市都市みらい部 公園管理課
電 話 098-951-3239
FAX 098-951-3206
E-mail b-kouen001@neo.city.naha.okinawa.jp
- (4) 申込期限 令和3年8月4日（水）

7 募集要項等に関する質問受付期間

募集要項等に関する質問を以下のとおり受付する。質問に対する回答は、那覇市公園管理課のホームページにて公表し、質問者に対してはFAXまたはE-mailにて回答する。

- (1) 受付期間 令和3年8月6日（金）から令和3年8月27日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法 質問書（様式11）に質問の趣旨を簡潔にまとめ、FAXまたはE-mailのいずれかで提出すること。なお、電話や口頭等による質問は原則として回答しない。提出後、公園管理課に電話で連絡すること。
- (3) 送付先 那覇市都市みらい部 公園管理課
電 話 098-951-3239

F A X 098-951-3206

E-mail b-kouen001@neo.city.naha.okinawa.jp

(4) 質問の回答 市ホームページにて掲載する。

8 提出書類

応募を希望する団体は、次の書類（正本1部、刷本8部）を提出すること。書類は目次、仕切紙、ページ番号等を付与し、表紙及び背表紙に件名を付したフラットファイル等に綴ること。

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。なお、提出された書類は、那覇市情報公開条例の規定に基づく情報公開の対象となることがある。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）
- (4) 法人にあつては法人の登記事項に係る証明書（提出3か月以内のもの）
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（様式3）
- (7) 令和2年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (8) 令和3年度における事業計画書及び収支予算書
- (9) 令和4年度から令和8年度までの年度ごとの文化交流施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書（様式8）
- (10) 納税証明書
 - ①法人の場合は、直近3カ年の市税の納税証明書、設立1年未満の場合は、代表者の直近3カ年の市税の完納証明書。
 - ②法人以外の場合は、代表者の直近3カ年の市税の納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類（様式4～7、様式9）
- (12) 共同企業体を結成する場合は、共同企業体協定書（様式13）及び委任状（様式14）

9 募集期間

指定管理者指定申請書（様式1）のほか、必要書類を次の期間内に持参提出すること。郵送、FAX等による提出物は受付しない。また、必要な書類が不足している場合は受付しない。

なお、提出された書類は、那覇市情報公開条例の規定に基づく情報公開の対象となることがある。

- (1) 受付期間：令和3年7月16日（金）から令和3年9月15日（水）午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く）
- (2) 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）
- (3) 受付場所：那覇市都市みらい部 公園管理課
- (4) 留意事項
 - ア 提出後の書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
 - イ 共同企業体の構成員団体が、他の共同企業体の構成員になること又は単独の応募はできない。
 - ウ 応募書類にかかる費用は申請者の負担とする。
 - エ 提出された書類や資料は返却しない。

オ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、指定管理者指定申請辞退届(様式12)を提出すること。

カ 必要に応じて、追加資料の提出を求められることがある。

10 問い合わせ先

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所9階

那覇市 都市みらい部 公園管理課 宮城、真喜屋

T E L 098-951-3239

F A X 098-951-3206

E-mail B-kouen001@city.naha.lg.jp

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第16号

令和3年7月9日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 385 号
指定工事店名	株式会社呉屋設備
営業所所在地	沖縄県中頭郡西原町字翁長866番地の1
代表者氏名	呉屋 美香
有効期間	自 令和2年4月1日 至 令和7年3月31日
異動年月日	令和3年7月6日
異動事由	代表者の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 4 号

令 和 3 年 8 月 1 日

公 布 済

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教 育 長 山 城 良 嗣

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(受配校) 第2条 那覇市学校給食センター設置条例 第2条に規定する施設に係る受配校は、次の表のとおりとする。 [表 別記] 2 [略]	(受配校) 第2条 [略] [表 別記] 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第2条第1項の表]

施設	受配校
[略]	
真和志学校給食センター	大道小学校 仲井真小学校 真地小学校 真和志中学校 石田中学校 仲井真中学校
[略]	

[改正後 別記]

[第2条第1項の表]

施設	受配校
[略]	
真和志学校給食センター	大道小学校 与儀小学校 仲井真小学校 真地小学校 真和志中学校 石田中学校 仲井真中学校
[略]	

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 7 号
令 和 3 年 7 月 3 日
掲 示 済

選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日について

令和 3 年 7 月 11 日執行の那覇市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日、登録の日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 14 条第 2 項の規定により告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

- 1 被登録資格の決定の基準日 令和 3 年 7 月 3 日
(ただし、年齢については令和 3 年 7 月 12 日)
- 2 登 録 の 日 令和 3 年 7 月 3 日

那覇市選挙管理委員会告示第 8 号
令 和 3 年 7 月 3 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,211人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

43,425人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

86,849人